

都留市役所から、
さまざまな生活情報をお伝えするコーナーです。

Clip!

母子保健コーディネーター（嘱託職員）募集

問合先：総務課 職員担当

募集人員 1人

応募資格
次の条件をすべて満たす方
①保健師、助産師、看護師のいずれかの資格を有し、母子保健事業に関する専門知識を有する方
②普通自動車免許を有し、日常的に運転されている方
③パソコンで文書作成可能な方
④地方公務員法第16条の欠格条項（※下記参照）に該当しない方

勤務条件
勤務時間 月曜日～金曜日 9時～17時15分

勤務場所 都留市保健福祉センター（いきいきプラザ都留）内健康子育て課

業務内容 妊娠から子育て期にわたるまでの様々な悩み等の相談を受け、関係機関との連携をしながら必要なサービスを検討し情報提供を行いながら安心して楽しく妊娠、出産及び子育てができる支援を行っていただきます。

雇用期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日

報酬 月額237,500円
※社会保険等、健康保険法、厚生年金保険及び雇用保険法の適用及び年次有給休暇有り

申込手続き及び受付期間
3月22日（火）までに「履歴書（写真添付）」、「資格証明書の写し」、「納税状況調査に関する同意書」を総務課職員担当へご提出ください。

※履歴書などの様式は、市ホームページに掲載されています。（インターネットを使用できない方は、総務課職員担当までお越しください。）

選考方法 1次選考（書類）と2次選考（面接）を実施します。面接は、書類選考に合格された方を対象に実施します。

※地方公務員法第16条（欠格条項）
1 成年被後見人又は被保佐人
2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

Clip!

世界が認めるディズニーの『おもてなし』講座

問合先：産業課
商工観光担当



これがおもてなしだ！ 実践講演会

日時 3月24日（木）
14時～16時（約2時間を予定）

場所 まちづくり交流センター4階大ホール

講師 J.S.パートナー（株）
代表取締役 福島文二郎氏

講演会内容
・好印象をもってもらうための方法
・対人コミュニケーション術
・事例紹介
・おもてなしの想定実践や疑似体験など

※当日は自由参加（無料）
講師の紹介
世界が認める『おもてなし』を演出するディズニーランドなどを手掛けている（株）オリエンタルランドのキャスト（従業員）の教育部署に長年勤務をされていた「プロのおもてなし仕掛け人」著書

「9割がバイトでも最高のスタッフに育つディズニーの教え方」など



■来場者の質問に答える福島氏。人材育成や失敗談などに答えていただきました。



■会場には約200名の方が訪れ、ディズニー流のおもてなしに耳を傾けました。



■福島氏に東を問われ…全員バラバラな角を指さす。これが組織だったらどうだろう。

2月9日に開催した都留市おもてなし講演会の様子

Clip!

30歳同窓会いよいよ開催！

問合先：都留市30歳同窓会実行委員会
（企画課 企画担当）

広報1月号でお知らせしました「都留市30歳同窓会」つるに恋〜」が3月19日（土）に開催されます。

本市に生まれ育ち、ゆかりのある30歳の方々が一堂に集まる初めての試みで、本市出身の女優・白須慶子さんをはじめ多くのゲストの方々をお招きしています。

第1部の講演会では、地域の魅力や伝統的なデザインの発見や発信、販売などを行うD&DEPARTMENT代表取締役社長、相馬夕輝さんによる地域の活性化についての講演を行っていただきます。こちらは、どなたでも無料でご参加いただけます。

第2部の同窓会は、飲食をしながら旧交を温め、故郷のこれからについて考えるなど、楽しい時間を過ごしていただきます。こちらは、参加者を募集中ですので奮ってご応募ください。

開催日時 3月19日（土）

内容
第1部（16時～）
地域活性化の講演会（申込不要）
演題 「デザインの視点で見る地域の魅力」
講師 相馬夕輝さん
参加費 無料

第2部（18時～）
30歳の同窓会（要申込）
参加費 4,000円（事前申込）
5,000円（当日参加）

事前申込期限 3月14日（月）

場所 アピオプラザ都留（都留市田野倉1290）

※申し込みや会の詳細については市のホームページや同窓会の公式フェイスブックをご確認ください。

公式フェイスブック
<https://www.facebook.com/tsuru30/>



相馬夕輝さん
D & DEPARTMENT 代表取締役社長。息の長いその土地らしいデザインの発掘、紹介、販売を行う「NIPPON PROJECT」を進めるなど、さまざまな活動を行っています。

Clip!

パブリックコメントを募集します

申込・問合先：総務課 法制広報担当
E-mail:kouhou@city.tsuru.lg.jp

立案する際に整理した論点

既に策定されている市の各計画や各分野の横断的な福祉課題に総合的に取り組むための計画として策定し、「都留市地域福祉計画」策定後の社会福祉制度の改正なども踏まえて策定しています。

市では、次の案件についてパブリックコメントを実施します。皆さまからのご意見をお待ちしています。

第2期都留市地域福祉計画（素案）

国において、地域福祉計画を策定することが規定され、本市においても平成22年に地域福祉の推進に取り組む総合的な計画として「都留市地域福祉計画」（平成22年～平成26年度）を策定し、地域を取り巻く様々な問題に対処してきました。またこの計画は第6次都留市長期総合計画の内容を踏まえるため、計画期間を1年間延長し、平成27年度までとしていました。

そこで、本年度が最終年度となるため、新たに本市の地域福祉の総合的な計画として策定します。

【募集期間】
3月1日（火）～3月22日（火）

【問合先及び意見等の提出先】
次のいずれかの方法によりご意見をお寄せください。

■直接提出
都留市下谷2516-1
いきいきプラザ都留 福祉課
FAX (46)5119
※送付書を添付してください

■Eメール chikifukushi@city.tsuru.lg.jp

※様式は自由ですが、住所、氏名及び連絡先は必ず記入してください。記入がない場合は受付できません。

【公開する施策の入手方法】

■市ホームページ
■閲覧場所
月～金曜日（祝日は除く）
市役所（総務課法制広報担当）
いきいきプラザ都留（福祉課地域福祉担当）
・各地域コミュニケーションセンター
※閲覧時間は17時15分まで
火～日曜日、祝日（月曜日が祝日の場合は、翌日の火曜日を除く）
・市立図書館
※閲覧時間は火～木曜日は19時まで、その他は17時15分まで

Clip! 引越しが決まったら、水道の開栓・閉栓届をお忘れなく!

問合せ先：上下水道課 水道業務担当・簡易水道担当

水道の使用を「中止」するとき、「閉栓届」を
 市内から引っ越しをされる方・転居される方は、使わなくなった水道を止める手続き(閉栓届)が必要です。この手続きを忘れると、使用の有無にかかわらず、水道料金が発生しますのでご注意ください。

水道の使用を「開始」するとき、「開栓届」を
 市内に引っ越しされた方・転居された方で、新たに水道を使用する場合には、利用を開始する手続き(開栓届)が必要です。新しくお住まいになる場所の水道が出る状態であっても、利用を開始する手続きが必要です。手続きが行われず無断使用が判明した時は、直ちに給水を停止しますのでご注意ください。

また、手続きが遅れている場合には、使用を開始した時にさかのぼり料金をお支払いいただきますので、忘れずに手続きをおこなってください。

■手続きの方法
 上下水道課窓口にて平日の8時30分から17時15分まで受け付けています。開栓届・閉栓届の際には、それぞれ手数料として300円が必要となります。
 ※電話での受付はしておりませんので、必ず上下水道課窓口までお越しください。



■お手数ですが、窓口での手続きをお願いします。

■開栓及び閉栓手続きの臨時窓口業務
 春先の引越しシーズンに伴い、3月19日(土)、20日(日)、21日(月)、26日(土)、27日(日)、4月2日(土)、3日(日)の7日間、9時～15時まで臨時の受付業務を行いますのでご利用ください。
 ※通常の業務時間(8時30分～17時15分)と異なりますのでご注意ください。

■水道料金の精算について
 ・口座振替の方
 精算料金を「口座」から振替えることができます。
 ・納付書の方
 転居先に納付書を送付しますので、お近くの指定金融機関か全国のコンビニ、またはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いください。

■市ではこのようなことは行いません。
 ・お知らせ票(検針票)でお金をいただくこと
 ・水道管清掃のすすめ
 ・浄水器の販売・水道管の工事契約
 ・電話や訪問販売でのアンケート
 ・ご依頼のない水質検査
 ・ご依頼のない蛇口などの点検
 ・有効期限切れのメーター(量水器)を交換して代金をいただくこと
 ※水道の修理は、都留市指定水道工事店組合にご相談ください。

☎(43)7196
 営業時間 平日、第1・3土曜日の午前中

Clip! 介護保険地域密着型サービス事業者の募集について

問合せ先：下記記事内をご覧ください

第6期介護保険事業計画に基づき、平成28年度中に開設する地域密着型サービス事業者を募集します。
募集する地域密着型サービス事業及び募集数
 看護小規模多機能型居宅介護 1カ所(登録定員29人以下)
主な応募要件
 ①地域密着型サービスを行える法人格を取得(取得見込みを含む)していること。
 ②自らが施設整備を行い、その運営を行う事業者であること。
 ③平成29年3月までに施設整備を完了し、サービス提供が開始できる見込みであること。

募集要項の配布
 配付開始日 3月1日(火)～
 配付場所 いきいきプラザ都留内 長寿介護課介護保険担当
 ※応募希望事業者の方へ「地域密着型サービス事業者募集要項」をお渡ししますので、お問い合わせください。

問合せ先
 長寿介護課介護保険担当
 〒402-0051
 都留市下谷2516-1
 いきいきプラザ都留
 ☎(46)5118
 FAX(46)5119
 Eメール kaigoinken@city.tsurugijp

Clip! 子ども予防接種週間についてのお知らせ

問合せ先：健康子育て課 予防担当 ☎(46)5113

3月1日(火)～3月7日(月)まで、都留医師会の先生方のご協力のもと「子ども予防接種週間」を実施します。受け忘れていた定期予防接種はありませんか?この機会に母子健康手帳(予防接種の記録)を見直しましょう。疑問・不明な点は、お問い合わせください。

1歳児・年長児のみならず! 麻しん風しん(MR)は接種しましたか?
 麻しん(はしか)と風しん(三日はしか)の病気を予防するMR混合ワクチンです。

【1期】1歳児：1歳の誕生日～2歳の誕生日の前日まで
【2期】年長児(平成28年度就学予定)：H28年3月31日まで

小学6年生のみならず! 2種混合ワクチン(DT)第2期は接種しましたか?
 ジフテリアと破傷風の病気を予防する混合ワクチンで、幼少期に接種した混合接種の追加接種で免疫力を高めます。

対象
【2期】小学6年生：平成28年3月31日まで
 ※ただし、13歳の誕生日の前日まで受けることができるので、期日までに接種できなかった方は健康子育て課までご相談ください。

ワクチンで防げる子どもの病気
 子どもたちがかかりやすい病気です。定期予防接種(法律で定められたワクチン)で防げるものはおおいです。

ヒブ感染症
 肺炎球菌感染症
 ジフテリア
 破傷風
 百日せき
 結核
 ポリオ(急性灰白髄炎)
 麻しん(はしか)
 風しん(3日はしか)
 水ぼうそう
 日本脳炎
 子宮頸がん

定期予防接種は、接種年齢、回数、接種間隔が法律で定められています。ルールから外れると任意接種となり、自己負担が発生するとともに、副反応による健康被害救済制度が変わってきます。計画どおり接種できるよう、体調を整えて準備しましょう。体調不良などで接種できない場合は、早めに健康子育て課までご相談ください。

なお、当課へいらつしやる場合は、必ず母子健康手帳をご持参ください。

■子ども予防接種週間の予定

医療機関名	電話番号	3月1日(火)	3月2日(水)	3月3日(木)	3月4日(金)	3月5日(土) 午前	3月5日(土) 午後	3月6日(日)	3月7日(月)
武井クリニック	(45)6811	○	○	×	○	○	×	×	○
須藤整形外科医院	(43)3151	○	○	×	○	○	×	×	○
診療時間外の場合は直接病院へご相談ください(休診以外)									
東桂メディカルクリニック	(20)8010	○	○	○	○	○	○	×	○
水島医院	(56)8220	×	×	×	×	10時まで(要予約)	×	×	×
山岸医院	(43)2067	○(要予約)	○(要予約)	○(要予約)	○(要予約)	○(要予約)	×	×	○(要予約)
都留市立病院	(45)1811	×	○(要予約)	×	○(要予約)	×	×	×	×

※(要予約)と記入していないところも、予防接種はワクチン在庫の関係があります。お早めに予約の電話を、事前に入れましょう。

Clip! 住所が変わったら住所変更の手続きをしましょう!

問合せ先：市民課
市民窓口担当

転入届	
対象になる人	他市区町村から引っ越しをして都留市に住みはじめた方。
届出期間	都留市に住みはじめてから2週間以内に届出をしてください。
必要な書類	・転出証明書 ※前住所地の市区町村役場で転出届をして、交付を受けてください。 ・本人確認書類(運転免許証等)、通知カードまたは個人番号カード
転居届	
対象になる人	都留市内で住所が変わった方。
届出期間	新しい住所に住みはじめてから2週間以内に届出をしてください
必要な書類	・本人確認書類(運転免許証など)、通知カードまたは個人番号カード
転出届	
対象になる人	都留市から引っ越しをして他市区町村に住みはじめた方、住む予定の方。
届出期間	・新しい住所に住みはじめる2週間前から届出ができます。 ・すでに新しい住所に住んでいる場合も届出をすることができます。
必要な書類	・転出証明書を発行します。 ・本人確認書類(運転免許証など)

《注意》
※届出は原則本人がしてください。
※本人が届出できない場合は委任状が必要な場合がありますのでお問い合わせください。
※国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険証、その他受給者証などのある方は、お持ちください。

就職、就学、転勤などで住所が変わった方は、住所変更の手続きが必要になります。各届出の方法は次の通りです。
行政サービスを確実に受けられるように、住んでいるところに住所登録しましょう。

Clip! ジェネリック医薬品(後発医薬品)をご存知ですか?

問合せ先：市民課
保険年金担当

新薬より安価で経済的です
ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので価格も安くなっています。医療の質を落とさずに患者さんの自己負担を軽減することができますので、複数の薬の服用や長期服用が必要な場合などは効果的です。また、薬代を軽減することで、日

効き目や安全性は新薬と同等です
国では、ジェネリック医薬品が新薬と同レベルの品質、有効性、安全性を有するかどうかについて厳格な審査を行い、製造販売の承認をしています。
※薬の形、色や味は、新薬と異なる場合があります。
欧米では、日本に比べ、新薬からジェネリック医薬品への変更が進んでいます。ジェネリック医薬品のシェアは、アメリカでは約90%、ドイツでは約80%と広く普及していますが、日本では約50%となっています。(平成25年10月～平成26年9月の平均値)

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果をもつ医薬品のことです。



かかりつけの医師や薬剤師との相談が必要です
ジェネリック医薬品を希望される場合、必ずかかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。症状などの理由で変更ができないこともあります。また、すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。
都留市国民健康保険に加入されている方には、3月中旬に簡易書留で郵送予定の国民健康保険被保険者証に「ジェネリック医薬品希望カード」を同封しますので、ご活用ください。

本全体の医療費を効率化することができ、医療保険財政の改善にもつながります。
※ジェネリック医薬品の価格は品目ごとに様々ですが、新薬の半額以下の薬もあります。

Clip! 新しい保険証が3月下旬に郵送されます

保険証に関すること：市民課 保険年金担当
国保税に関すること：税務課 収納対策室

現在使用している国民健康保険証は、平成28年3月31日で有効期限が満了します。4月から使用する新しい保険証は、3月下旬に世帯の加入者全員分を同封して、簡易書留で郵送します。保険証が届きましたら、住所・氏名・生年月日など記載内容を確認し、大切に保管してください。また、期限が切れた保険証はご自身で破棄してください。
国民健康保険に加入しているにもかかわらず保険証が届かない方、社会保険に加入しているにもかかわらず保険証が届いた方は、保険年金担当へご連絡ください。
なお、国民健康保険税に未納があると、短期被保険者証または資格証明書が交付される場合があります。

保険証を送付する封筒の中には特定健診のお知らせを同封しますので、ご覧ください。
また、ジェネリック医薬品希望カードを同封しますので、ご活用ください。
※後期高齢者医療制度(75歳以上の方)の保険証の有効期限は、平成28年7月31日となっています。平成28年8月1日からお使いいただく保険証は、平成28年7月中にお手元に届くように郵送します。国民健康保険の保険証とは更新の時期が異なりますので、ご注意ください。
国民健康保険証の再交付には身分証明書が必要で、運転免許証・パスポートなどの身分を証明するもの(顔写真入り)が必要です。申請者は本人または同居の家族とし、それ以外の方が申請される場合は、委任状と申請者(窓口へ来る人)の身分証明書が必要となります。
なお、同居していても世帯分離している場合は、委任状が必要で

転出する方、保険が変わる方はご注意ください!
本市から他の市町村へ転出した場合や、会社の健康保険に加入した場合は、保険年金担当窓口で国民健康保険の資格を喪失する手続きを行い、保険証を返還してください。手続きをしないと、国民健康保険税が課税されてしまいます。
また、国保に加入している学生の方で、就学のため市外に住民票を移している場合は、4月1日以降に発行された在学証明書を持参し、学生用の保険証の申請をしてください。
保険証の再交付には身分証明書が必要で

国民健康保険被保険者証	有効期限 平成29年 3月31日 記号・番号 402-0000000
氏名	都留太郎
生年月日	昭和50年11月25日 性別 男
世帯主名	都留一郎
住所	山梨県都留市上谷一丁目1番1号
資格取得年月日	平成20年12月30日
交付年月日	平成28年 4月1日
保険者番号	190041
保険者名	都留市

山梨県 都留市

国民健康保険税は納期内に納めましょう
国民健康保険税は、私たちの医療費などにあてられる貴重な財源です。必ず納期内に納めましょう。
納める意思はあっても失業や病気などの事情で納付が困難な方は、分割納付などの方法もありますので、お早めにご相談ください。

Clip! 「芭蕉月待ちの湯」からのお知らせ!

申込・問合せ先：産業課
商工観光担当



回数券について
現在お持ちの回数券は、4月からもご利用いただけますが、換金をご希望される方は、ふるさと会館1階事務室にて取り扱いをしております。
利用料金について
料金に変更はありません。
指定管理者について
4月からは、芙蓉ホテルサービス株式会社にて管理・運営を行います。

リニューアルオープンについて
4月中旬頃を予定しております。詳細につきましては、広報4月号などにてお知らせいたします。
「芭蕉月待ちの湯」は施設改修工事のため、市民の皆さま方には大変ご迷惑をおかけしております。改修工事後の営業などについてお知らせします。

Clip!

ヴァンフォーレ甲府を応援しよう

問合せ：生涯学習課
スポーツ振興担当

昨シーズン見事J1残留を果たし、素晴らしいプレーで都留市に活力を与えてくれました！みんなもスタジアムで選手と共に闘おう！

ヴァンフォーレ

サンクスデー開催

本市では、ヴァンフォーレ甲府を応援するために、4月24日(日)の第8節、対『FC東京戦』において、ホームタウンサンクスデーを開催いたします。

試合日程

4月24日(日) 14時キックオフ

試合会場

山梨中銀スタジアム

無料招待チケットの抽選配布について

市内に住所のある方を対象に、サンクスデーのチケットを左記のとおり抽選にて配布いたします。

申込場所

生涯学習課窓口もしくは窓口

申込期限

3月18日(金)消印有効

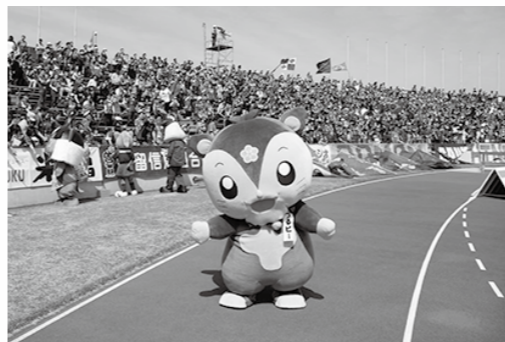
申込方法

官製はがきに住所・氏名・電話番号・チケット希望と記入の上、左記までお申込みください

〒402-8501

都留市上谷1-1-1

教育委員会生涯学習課



■昨年のサンクスデーの様子。つるビーも応援に駆け付けました。



抽選会 3月25日(金) 14時
抽選会場 市役所3階 大会議室(公開にて行います)
発送方法 当選者には、郵送いたします
配布枚数 100枚(ペア50組)招待席
バック自由席(バックスタンド側)

Clip!

軽自動車税の税額が改正されます

問合せ：税務課
市民税担当

三輪以上の軽自動車平成27年4月1日以降に新車登録された車両については、下表の新税額になります。

車種	区分	現行税額	新税額	重課税額	
軽自動車	3輪で660CC以下のもの	乗用	3,100円	3,900円	4,600円
		貨物	3,000円	3,800円	4,500円
	4輪で660CC以下のもの	乗用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物	7,200円	10,800円	12,900円

※新車新規登録の初度検査年月(初めて車両番号の指定を受けた日)から13年を経過した車両は重課税額となります。
※三輪以上の軽自動車平成27年3月31日以前に新車登録された車両については、初度検査年月(初めて車両番号の指定を受けた日)から13年目まで現行税額となります。

原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車および二輪の軽自動車については、平成28年度より下表の新税額になります。

車種	区分	現行税額	新税額
原動機付自転車	50CC以下(ミニカーを除く)	1,000円	2,000円
	50CCを超え90CC以下	1,200円	2,000円
	90CCを超え125CC以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
2輪の軽自動車	125CCを超え250CC以下	2,400円	3,600円
2輪の小型自動車	250CCを超えるもの	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕用(トラクターなど)	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフトなど)	4,700円	5,900円



今月の「ふれあい・子育てサロン」

リフレッシュ(託児)サロン

日時 3月7日(月)10時
場所 いきいきプラザ都留2階
持ち物 各自必要なもの
費用 300円(保険・運営費)

親子一緒にのサロン

日時 3月14日(月)10時
場所 いきいきプラザ都留2階
持ち物 お気に入りのおもちゃ、おやつ、飲み物、着替え、靴
※1日預けたい方はお弁当持参
※持ち物にはお名前を書いてください
費用 200円

申込・問合せ 市社会福祉協議会
☎(46)5115
※開催日の2週間前から受付けます

よみかせセラランティア

「ひびきの会」の読み聞かせ

日時 3月12日(土)14時
場所 市立図書館おはなしコーナー
内容 みんなが選んだ絵本や紙芝居を読みます。

こどもクラブの

「こどものちいさなおはなし会」

日時 3月18日(金)10時30分
場所 市立図書館おはなしコーナー
内容 乳児から未就園児の親子を対象に読み聞かせや手遊びをします。

こぶたの会の「ワクワク」おはなし会

日時 3月26日(土)14時
場所 市立図書館おはなしコーナー
内容 楽しいおはなしや歌、手あそびをします。

ベビィヨガ&マッサージ

そのほか、アルバム用のメッセージカード製作を行います。

日時 3月16日(水)10時30分
場所 まちづくり交流センター 一階和室

対象 3カ月〜1歳くらい(要予約)
参加費 300円
持ち物 バスタオル、あかちゃんのおでかけグッズ
問合せ サークルバンビィ 友野
☎090(7710)2389

お外で遊ぶ親子の会

「はねっこ」

どんな天気の日でも、各地からきた親子が集まり外で遊んでいます。自然の中で何をすればいいかわからない方、語り合える仲間が欲しい方、妊婦さん、一緒に歩きましょう！
活動日 毎週木曜日
9時40分〜昼食過ぎまで

場所 羽根子地区
問合せ 梅崎奈津子
☎070(5364)5835
Eメール hanekoko.tsuru@gmail.com

親子で遊ぼう！

「宝の山プレーパーク」

毎週水曜 10時〜14時(出入り自由)
森で、自由にのびのび遊ぼう。
森で過ごしたい大人も大歓迎！

①森のおやこじかん

毎月第一水曜日
毎月第一水曜日
日時 4月6日(水)
パパと一緒に子育てを楽しみたい！
パパが参加しやすい声がけ、役割分担など、パパ目線での意見を聞いてみよう！

パパ代表 ばんちょ(2児の父)他

②森さんぽ

毎月第三水曜日
日時 3月16日(水) 10時30分
移り変わる自然を感じたり、生き物のほかなさを感じたり、子どもの成長を感じたり。森と人をつなぐ「ばんちょ」が案内してくれます。

各開催共通事項

参加費 無料
申込 不要
持ち物 汚れてもいい服装、軍手、飲み物、お昼の主食、みそ汁の具、お味噌、マイ食器、着替え、雨具など必要なもの
場所 宝の山ふれあいの里ネイチャーセンター
※当日お手伝いしてくれるスタッフも募集しています
問合せ 宝の山プレーパーク 岩田
☎090(2682)4965

